



訪問販売

電話勧誘販売

断わっているのにしつこい勧誘
法律違反です

消費者庁イラスト集より

- 勧誘されたときは、会社名と相手の氏名、用件を尋ねましょう。特定商取引法では、「自分の身分（社名など）を名乗ること」と「目的を告げること」が義務付けられています
- 優柔不断な態度は、相手に付け込まれる原因になります。応答はワンフレーズで、要らない時は「要りません」「必要ありません」「取引するつもりはありません」と、はっきり伝えましょう
- はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘することは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう
- 断わりきれず契約した時でも、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、消費生活センターへご相談ください

下記電話番号または消費者ホットライン【局番なしの^い1^や8^や8】にご相談ください

問い合わせ 沼田市消費生活センター TEL 20-1500

相談時間 土・日曜日、祝日を除く、午前9時から正午・午後1時から4時